

特集 《知財教育の現場》

音楽専門学校と知財教育

～音楽業界の弁理士より～

会員 城田 晴栄



要 約

音楽業界は自由な業界です。一定のルールやコミュニケーション上の常識はありますが、服装や仕事の時間は個人に任せられていることが多く、例えば、金髪の男性やピアスを10個くらい付けている女性も音楽業界ではごく普通の恰好です。夏にはサンダルに短パンで仕事をしている人もいます。また、アーティストと一緒に日本中を飛び回り、レコーディングで一晩かすような仕事スタイルも特に変わったことではありません。これに対し教育は、一般的に、制服や髪型、出欠等、ある程度の規則を設け、決まった枠組みの中で必要な知識を教授するものです。そんな自由な音楽業界と、型や枠組みの代名詞のような教育とが交わることがあるのでしょうか。実は、教育の中でも、特に知財教育だからこそ重なり合う点が存在します。本稿では、音楽業界の仕事と、業界を目指すための学びの場である音楽専門学校で実践する知財教育について、音楽業界の弁理士が感じていることを現場の声としてご紹介します。

目次

1. 知財教育との出会い
2. 音楽業界における知財教育
 - (1) 音楽業界の権利業務について
 - (2) 音楽専門学校について
 - (3) 音楽専門学校における知財教育の具体例
 - (4) 音楽専門学校生について
 - (5) 留学生について
3. おわりに

1. 知財教育との出会い

「おはようございま～す！」

元気に、少しだるそうに、あるいは恥ずかしそうに…毎年4月3週目の年度最初の授業はきまって、教室に入ってくる学生さんたちの色々な表情の挨拶から始まります。『この科目はどんな内容なんだろう?』というキラキラした好奇心の目と、『法律なんてわかるかな…』という不安そうな表情が同居した学生さんたちを見ると、私もフレッシュな気分になり、新たな一年間に対して気持ちが引き締まります。

あ、申し遅れました。

私は、音楽業界で楽曲の権利管理の仕事をしながら、週に一度、音楽の専門学校で講師をしている弁理士です。

この度、大阪のT先生より、PATENT誌の「知財教育」をテーマとする号への執筆をお声がけいただき、本号に寄稿させていただくこととなりました。

実は、お話を頂いた当初は、『私にそのテーマで書けるかな?』と少し不安もありました。なぜなら、確かに私は専門学校で講師をしています、これまで「知財教育」について正面から向き合って考えたことはなかったからです。

そもそも、私は大学卒業後すぐに音楽業界に就職し、教育とは直接縁のない世界で過ごしてきました。

そんな私が専門学校の講師をすることとなったのは、ある時、同じ音楽業界の大先輩から、音楽専門学校で講師を探しているから教えてみないかと誘われたことがきっかけでした。それ以来今日まで6年の間、Sミュージック専門学校で1コマを担当しています。

講師を引き受けるにあたり、私は、自分の業務がバックヤードの法務系職種であるうえ、楽器が人一倍できるわけでも、レコーディングやコンサート制作、テレビやラジオの音楽番組などの業務（このような音楽業界の表舞台の仕事を、業界用語に倣って、本稿では以下「現場」といいます）を詳しく知っているわけでもありませんでしたので、専門学校という業界の即戦力を育成する機関が求めているものが分からず、お話をいただいた当初、少し戸惑ったことを覚えていま

す。

後述しますが、音楽専門学校では、音楽または音楽業界に直接関係する科目以外の座学は多くありません。そのため、音楽を専門的に学んできたわけではない私が音楽専門学校で何を教えられるのか、その時はまったくピンと来ませんでした。

実はこのとき、Sミュージック専門学校が探していたのは、エンターテインメントに関連する知的財産権と、その実務を教えられる人材でした。

音楽業界は、作詞家・作曲家・ミュージシャンといった音楽を創造する職種と、彼らを様々な角度から支える職種とで構成されているクリエイティブな世界です。音楽を生み出すことにすべてを捧げている業界ですので、法務なども大事な業務ですが、なにより、現場業務は最前線かつ最優先業務です。

私が講師を依頼された当時は、そんな現場指向の業界で大きな変化が起きていたときでした。2000年代初頭に始まった音楽配信が、CDを圧倒して急激にシェアを伸ばし、また、技術の急速な進化に伴い、誰でも簡単に音楽をデジタルコピーしたり配信できるようになるなど、世の中には、これまで想定しなかった新たな音楽の利用方法が生まれていました。

こうした目まぐるしい変化は、売り上げや業務に大きな影響を及ぼすようになっており、著作権と音楽を取り巻く知的財産権についてある程度知っておかないと、今後起きる事象に対応できない時代が到来していることに、業界全体が気づき始めた時期だったのです。

そのような背景があり、Sミュージック専門学校も、将来音楽業界で活躍する人材の育成には知的財産の理解と著作権及びその実務の勉強が不可欠と考え、知的財産教育を教養科目の柱として位置付け、講師を探していました。これが私と知財教育との出会いであり、それ以来、音楽に関わる仕事を目指す学生さんに、知財と音楽業界における権利ビジネスを教えています。

今回、執筆の機会を頂き、産業財産権以外の世界から知財に関わる立場の人間として、あらためて、知財教育を取り巻く様々な事柄を見つめ直すきっかけとなりましたので、音楽業界から見た知財教育について考察してみたいと思います。

2. 音楽業界における知財教育

(1) 音楽業界の権利業務について

まずは、音楽専門学校を卒業した先に目指す道である、音楽業界の仕事について簡単にご紹介いたします。

私たち音楽業界人は、アーティスト（作詞家、作曲家、歌唱や演奏を行うミュージシャン、シンガーソングライターなどがおり、著作権法では「著作者」や「実演家」に該当しますが、本稿では、音楽を創出するすべての者を総称して「アーティスト」といいます）とともに、音楽を様々な形でクリエイティブして世の中に届けることを生業としています。マネージャー、レコーディングエンジニア、イベンターなど多種多様な音楽に関わる職種があり、個人的な感覚では、業界で働く9割以上の方が、先述した華やかな表舞台の仕事である「現場」に携わっているように思います。そのため、音楽専門学校のカリキュラムもそうした世界に即応できる力を育てるため、現場を意識したものとなっています。

一方で、音楽業界もれっきとした産業ですので、経理や法務業務があり、これら管理の職種に従事する人々は、縁の下の力持ちとして現場を支えています。

私のメイン業務は、この管理業務であり、音楽を含むエンタメ業界で発生する様々な権利関連の業務を行っています。

ところで、権利関連業務というと、本稿をお読み頂いている方の中には、出願業務等を思い浮かべる方がいるかもしれませんが、しかし、音楽業界では、権利化業務や対庁業務を行う機会は、実はあまり多くありません。商標権や意匠権での権利化業務も皆無ではありませんが、音楽業界の知的財産権といえば、やはり著作権がメインです。著作権は審査や登録を経て発生するものではなく、著作物の創作と同時に自然に発生するため、権利化手続きが必要なく、また著作権法上の登録は審査を経た強い権利となるわけではない以上、文化庁に対する登録業務も積極的には行わないからです。

では、管理業務の担当者が一体どのような仕事をしているかという点、主に、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の音楽著作権管理団体（以下、「管理団体」）との業務や、権利者に支払う印税の計算といった業務を行っています。もちろん、他にもたくさん業務があるのですが、この2種類の業務が全業

務中に占める割合は特に大きいのです。

さて、ここで、産業財産権と著作権の業務の方向性の違いを比較してみます。

産業財産権は、権利者又は権利者から許諾を得た特定の者だけがこれを利用でき、また、特許権は、特許製品が権利者によって適法に流通に乗せられた時点で権利消尽するため、権利化後に許諾や侵害に関わる業務が頻発することはあまり多くないかと思えます。

これに対し、著作権は、著作物が不特定多数の者に利用され、また譲渡権以外の支分権は原則として消尽しないという性質上、利用毎の許諾業務や使用料の徴収業務が頻発します。

例えば、10代に大人気のバンドの楽曲が、CDとなって世の中に出回ったとします。このとき、そのCDの購入者が、制限規定に該当しない方法で音源を複製したとすると、これは許諾を得るべき複製行為となります。そのため、この行為に関し、複製した者は権利処理を行わねばなりませんし、権利者はその行為に対する許諾や使用料の徴収等を行わなくてはなりません。このように、著作権は、著作物の利用に伴う小さな業務が日々多発するのです。

上述の管理団体は、そのような不特定多数の利用者に対し、許諾対応をしてくれます。管理業務の担当者は、管理団体に楽曲を管理してもらうため、新曲ができるたびに管理団体に届出を行います。管理団体は、この届出に基づいて楽曲を管理し、著作権使用料を徴収します。管理業務の担当者は、管理団体から著作権使用料を受領して著作者へ印税として分配する計算業務も行います。この点、文化庁に登録を行っても、許諾対応をしてもらえないわけでも著作権使用料を徴収してもらえないわけでもありませんので、やはり文化庁に音楽著作物を登録をするということにはなりにくいのです。

音楽の利用においては、著作権だけでなく著作権隣接権が発生する場合があります。しかし、著作権隣接権は管理団体がありません。そのため、著作権隣接権者自ら、許諾や使用料の徴収、必要な印税計算を行わなければなりません。配信やデジタルコピー技術の進歩により誰もが簡単に音源の完全な複製ができるようになったことで、不特定多数の一般の人に対し個別に許諾・徴収するという、20年ほど前までは存在しなかった業務が発生し、これらは相当手間のかかる業務となってしまっています。

このように、音楽業界の権利関連業務は、不特定多数の利用者に対して、膨大な量の業務を頻繁に行うため、弁理士や弁護士などの士業でなくとも、印税計算や管理団体との実務、業界の仕組みや業界慣習に精通している人材であれば、専門職であるかのようにこれらの業務を行うことができます。

音楽専門学校では、こうした音楽業界ならではの業務や業界動向を踏まえ、管理の業務内容や著作権に対する知識を持つことが、就職活動においての武器となり、またアーティストの生業の理解に繋がるとして、近年、管理に関する科目を積極的に取り入れる方向となっています。

(2) 音楽専門学校について

次に、音楽専門学校について説明します。

専門学校とは、「専修学校のうち、高等学校卒業者を対象とする専門課程を置いているもの（大辞林第三版）」をいい、2年間の必要課程を卒業すれば「専門士」の資格を得ることができる教育機関です。専門士は短大卒業と同等とみなされ、専門士を取得していれば、その後大学に編入することもできます。また、4年間の必要課程を卒業すれば「高度専門士」の資格を取得でき、大学学部卒業と同等とみなされ、大学院入学資格を得ることができます。

専門学校は、高校卒業後の進路の選択肢の一つであり、ある特定の職業に必要とされる知識や資格を、実技や実習を通して集中的に学ぶことができるため、大学と比較して、その専門においてより実践的な授業が受けられます。特定の業界における即戦力が育つのが専門学校の特徴でしょう。

音楽の専門学校は、音楽を取り巻く様々なことを教えますが、他の種類の専門学校同様、実技や実習がカリキュラムの主軸となっています。

ここで、音楽大学と音楽専門学校の授業内容を比較してみると、その違いは明白です。

音楽大学は、音楽を理論的に追求し、作曲や歌唱・演奏に対する技術を教え、学術面から音楽知識を深めながら、指導者としての音楽家や、学問としての音楽の教育者を育てます。

これに対し、音楽専門学校は、音楽家はもちろん、コンサート制作や、音響、舞台照明の効果や機器の操作方法を教えますし、音楽ビジネスについて業界の仕組みを教えたり、或いは役者や声優、ダンサーなどの

音楽周辺の様々な実演家を育てます。音楽を学術的・技術的に学ぶ大学に対し、音楽専門学校は座学的に音楽を学ぶ科目は少なく、より実践的なカリキュラムを組んで、音楽に様々な角度から関わる人材を育成します。音楽、芸能、マスコミの世界の現場で働く人々に専門学校出身者が多いのは頷ける話です。

(3) 音楽専門学校における知財教育の具体例

さて、全国には数多くの音楽専門学校があり、知的財産権の重要性を意識した授業展開を行っていますが、Sミュージック専門学校は、そうした積極的な知財教育を推進している学校のうちの一つです。ここで、音楽専門学校における知財教育の位置づけや具体的な取り組みについて、Sミュージック専門学校を例にとってご紹介いたします。

Sミュージック専門学校では、プロミュージシャン学科、声優学科、ミュージカル学科、音響・映像・照明学科等、個性ある12の学科を設けています(2018年4月現在)。

同校の教育の特徴は、業界の第一線で活躍する現役ミュージシャンを含む講師陣による高いレベルの専門技術教育であり、その技術を基にした多くの知識技能の伝授や、実践的な発表の機会を通しての学生同士の「コミュニケーション能力」や「生きていく力強さ」を育むことにあります。

また、以下の3項目を「3つの教育ポリシー」として掲げ、細やかな指導にあたっており、学生の成長をしっかりとサポートしていくべく取り組んでいます。

「3つの教育ポリシー」

- ① パーソナル教育：学生と教員が一对一で向き合うことにより、学生の目標達成を支援し、将来につながる専攻力、人間力を育成する
- ② 実践教育：業界要求に応えるべく、豊富な現場体験を持つ第一線のプロの講師による教育を展開し、社会力を育成する
- ③ コラボレーション教育：学生が、学科、学年、クラスを越えて相互に刺激しあうことにより、専攻以外の能力を獲得し、仕事や生き方を創造できる力を育成する

さらに、この「3つの教育ポリシー」を推進するための取り組みとして、9つの具体的な「教育推進目標」を設定し、その一つに「著作権教育の推進による知的創造と制作に関わるマネジメント力の育成」を掲げてい

ます。

ここに、これまで音楽専門学校であまり意識されなかった「音楽と知的財産権とビジネスが融合した教育」に同校が取り組もうとする姿勢が表れています。

従来より、音楽の商用利用は、ブランディングの際にイメージ戦略としてトリガー的に音楽が利用されるなど様々な形で行われていましたが、近年はさらに、商標法改正により音の商標が認められるなど、登録する形での権利化を含む音楽の商用利用の可能性が広がっています。同校では、4年制(卒業時に高度専門士資格取得)の専攻科目を構成する際に、そのような音楽ビジネスを意識し、変化する権利に柔軟に対応できる人材を育成できる教育を目指しています。

また、近年、音楽業界においても知財を重視する姿勢が顕著となっている中で、学生の知的財産権に関する資格取得について、以下の3つの観点から推進しています。

- ① 音楽業界への就職のプラスとして。中でも、知的財産権を管理するポジションへの就職を意識して。
- ② ジョイントビジネスなどの新たなビジネスを創出できる人材又はその周辺の人材として知財を理解することの必要性や優位性を考えて。
- ③ 音楽業界に携わるための素養として。また、この知識を自己のクリエイティブな活動に生かすための武器として。

音楽は、その性質上、個人の感覚や感性が非常に重要な要素であるため、演奏などの技術面における受賞歴以外に履歴書に書けるような資格は少なく、到達度判定が実技に偏りがちという問題があります。その点においても、数少ない実技以外の関連資格取得に向けての勉強は、学生自身にとっての明確なモチベーションに繋がり、取得できれば大きな自信につながります。

同校では、4年制の資格取得目標として、ビジネス著作権検定の合格と、三級知的財産管理技能士の資格取得を設定し、「音楽と知的財産権とビジネスが融合した教育」を裏付けるものとして活用しています。

(4) 音楽専門学校生について

ところで、私はSミュージック専門学校において「音楽ビジネスにおける法律論」という科目を担当しています。音楽専門学校だけあって、「楽器トレーニング」や「CD制作実習」「サウンドデザイン」といっ

たユニークな科目が目白押しですが、その中で、私の授業のタイトルはやけに堅苦しい名称で、実技や実習中心の科目の中でかなり浮いています。

最初に学校がタイトルを提案してくださった際、他の科目とは随分雰囲気違っていましたので、学生さんたちにドン引きされやしないかと密かに心配していたのですが、蓋を開けてみると、他の科目との際立った違いが却って良いイメージだったようです。音楽系らしさと、学校が普遍的な学びの場であるというメッセージのバランスが良かったのかと想像しています。

この科目では、年3回実施される「知的財産管理技能検定」の11月開催回を受験し、上述の三級知的財産管理技能士の資格を取得してもらうことを目標にしています。

お陰様で、Sミュージック専門学校は、当該受験期における学生現役3級合格ランキングの専門学校部門で、6年連続で第一位を獲得しています。

この結果は私の頑張りではなく、学生の皆さんの努力によるものであることは言うまでもありません。そして、これを成し遂げることは、音楽専門学校の学生さんにとっては、実は想像以上に大変なものなのです。以下、学生さんの様子をご紹介します。

Sミュージック専門学校には、音楽業界を目指す学生さんたちが、専門性の高い授業を期待して進学してきます。高校卒業後の進路としてのみならず、大学卒業後にあらためて専門知識を身に着けることを希望して進学してくる学生さんもいます。

私が教えているのは、全学生の中でも、専門士課程を終え、高度専門士を目指して学んでいる3年生以上の学生です。

彼らのうち半数程度は、1,2年次に著作権を学んでから私の科目を選択しますが、演奏系など著作権が必修科目に入っていない学科の学生の中には、これまで座学自体を全く受けたことがない者もあり、私の授業で初めて著作権を知る学生さんも少なくありません。

そのため、冒頭でも述べたように、年度最初の授業には、私の担当科目に対する期待と不安の混ざった顔が教室いっぱいに集まります。

そして、私も毎年色んな思いを抱えて教壇に立ちます。私の話を理解してもらえるだろうか、知財に興味を持ってもらえるだろうか、今年も合格者を出せるだろうか等々。

実際、先にも述べたように、専門学校では実技や実習が多く、座学はただでさえ少ないのですが、その中でも法律系となると、そんな科目はもうほとんどありません。そういった中で知財を教えていくのですが、著作権ならともかく、その他の商標権や意匠権、ましてや特許権となると、年度初めの学生さんたちの頭の中は、もう完全に「???'」の状態です。

しかし、私にはその気持ちがよくわかるのです。私も弁理士試験の勉強を始めるまで、著作権以外の知的財産権とは何の縁もなく、受験のための予備校に通い始めても、最初は先生が何を言っているんだかさっぱりわからず、どこか違う国の言語を聞いているように感じたものでした。

ですから、彼らの戸惑いも不安も手に取るようにわかります。突然聞いたこともない新しい知識が現れ、自分が将来音楽業界で働いていくのにそれが一体どう役立つのか、全く想像もつかないわけですから。

ここで私は、日本の教育にはなぜ小学校や中学校から知財教育がないのだろう?という疑問に行き当たり、今年で講師歴7年目に入っても、未だに疑問は払しょくされません。

音楽、映画、アニメや漫画などの著作物は、誰もが子供の頃から親しんでいます。小学校の授業でも、国語の教科書や音楽の教科書、図工の教科書など様々な教科で著作物を利用します。高度な発明などに行きつく前に、これだけの知的財産と既に触れ合っているにもかかわらず、知財教育をしないのはもったいないことのように思います。その頃から初歩の知財教育をしていれば、もっと身近に知財を感じるようになるだろうにと少し残念に感じています。

高等な知財教育は大変重要です。それを知るためにも、まずはとっかかりの知財教育が必要で、身近にある著作物を使って、著作権のほんの触りだけでもできないものだろうかと考えます。

最近でこそ、著作権という言葉が浸透してきて、中高生にも、音楽やアニメには何か大切な決まりがありそうだと思われているようですが、クリエイターと仕事をする立場にいと、これだけデジタルコピーが氾濫し、またそれを中高生でも簡単に行えてしまう時代に知財教育が重視されていないことは、著作物を生み出す側としても利用する側としても、とても残念なことだと感じます。著作権の知識がないのに複製は簡単にできてしまうので、気づかないうちに著作権を侵害

していたということもあり得るでしょう。

さて、話は戻りますが、頭の中が「?? ?」の状態の4月初めの学生さんたちに、私は何をしてあげられるのでしょうか。実は私は、毎年4月最初の授業では、法律そのものや特許、意匠、商標、著作物といった知財用語はほとんど話しません。それはこれから授業が本格化する中で少しずつ伝えていけば良いことなのです。代わりに、「知的財産はみんなの身近にあり、その決まりごとの知的財産法は難しくもややこしくもないんだよ」ということを伝えることに徹します。「この学校は音楽の専門学校なんだから、みんなが毎日勉強することは全部知財に関係しているし、ネットやYouTubeなんて知的財産の塊なんだよ!」という話をすると、それまで不安そうに私を見ていた瞳が途端に輝き出し、熱気を帯びて興味を前面に押し出してくるのです。

目の前にいる学生さんたちは、生まれて初めて知的財産という言葉と出会い、それがどんなものか知ろうとしている、まるで小学生が初めて算数を習うような状態なのです。いきなり記号的に $1 + 1 = 2$ と言われてもキョトンとするだけですが、「リンゴを二人の男の子が一つずつ持ってるから、合わせるとそこにリンゴは2つあるよね」と話してあげれば、1年生になりたての子供でも分かります。なにより、知財の一つが、自分が毎日ともに過ごす音楽に関係するものだとわかれば、当然のように興味が沸いてくるのです。

さらに、私は授業の中で、できるだけたくさんの知財に関する「余計な話」や音楽業界の話をしていきます。まずは興味を持ってもらうこと、それから、音楽業界と知財が関係していることを理解してもらいたいからです。

そうして、4月から10月まで、学生さんたちは特許をはじめとする知的財産権を学び、11月に知的財産管理技能検定を受験します。その頃には、学生さんの質問も、人によってはとても深い内容になってきており、かなりの学生さんが知財に興味を持っています。

結果、素晴らしい成績を残して、その年度の私の担当科目を修了していきます。

これは専門学校の学生さんたちにとっては本当に大変な努力の積み重ねで、座学に慣れるだけでも大変なのに、法律の勉強をし、試験を受けて結果を残すことは、彼らの実技中心の学びのリズムからしても称賛に値することなのです。

毎年、最後の授業で、何人かの学生さんから必ず、知的財産にとっても興味が出た、音楽業界の中でも知財関連の仕事を目指してみたい、もう一つ上の級にトライしてみたい、という声を頂きます。この声が私の疲れを吹き飛ばしてくれますし、教えることによって、産業財産権から離れて仕事をしている自分自身の復習になっていることにも気がつきます。なにより、合格証書を手にしたときの彼らの喜びと自信に溢れた目が、来年度も頑張って知財を伝えていこうというモチベーションに私を導いてくれます。授業が楽しかったという一言は、その年度の私の授業をすべて肯定してくれるものであり、忙しい中、本当にやってよかったと報われます。畢竟知財というものは、それ自体がクリエイティブなものですから、難しく感じることであっても、楽しく創造的に学ぶことが重要だと、それこそが知財教育なのだとは実感しています。

(5) 留学生について

特筆すべきは、留学生の存在です。現在、Sミュージック専門学校全体で80名程度、学生全体の7.5%を占める留学生が14の国、地域から学びに来ています。その数は年を追って増加しており、最も多いのはアジア地域からの留学生です。現在の興隆を反映するかのようにより、韓国、中国、台湾の順に留学生の8割を占めており、その他、ヨーロッパ、北米、南米からの留学生も在籍しています。これは、他の音楽専門学校でも同様の状況のようです。

なぜ日本の音楽専門学校を選んだのかと留学生に聞くと、かなりの確率で、日本のアニメがきっかけとの答えが返ってきます。現在、日本のアニメは各国で放映されており、子供の頃から慣れ親しんでいる外国人も多いようです。アニメで日本を知り、主題歌のJ-POPミュージックに触れ、さらに興味を持って、スタジオジブリの作品から久石譲氏をはじめとする日本の映画音楽の繊細さに触れ、日本の音楽への憧れを強くした留学生は多いようです。

日本のポップカルチャーは、特にアジア諸国で高い人気を誇っており、ファッション、アニメ、テレビドラマ等、日本の文化に憧れる若者たちは数多くいます。とりわけJ-POPミュージックは高い人気を誇っており、私たちが考える以上に、日本の音楽はアジア地域で聴かれているのです。

私の授業も、例年必ず1-2名程度の留学生がいま

す。外国人の学生さんが日本の知財に興味を持って下さることはとても光栄で、大変嬉しく思う一方で、年度の授業開始当初は、毎年、彼らについて大変心配を致します。私の授業では法律を学ぶため、専門用語が多く、日本人の学生さんたちでさえも最初は難しいと感じている中、日本語を母国語としない留学生にはかなりハードルが高いであろうと予想されます。

それでも彼らは大変熱心に授業に耳を傾けています。そして、私の心配なぞどこ吹く風、ほとんどの留学生が11月の試験ではトップクラスの成績で合格して修了していきます。

彼らに共通して言えることは、言葉の壁があることで、日本人学生よりもたくさん勉強しなくては授業についていけないという危機感が強く、自国を出て遠く日本にまで学びに来ている以上、得るものを得て帰りたいという、学びに対する貪欲さやひたむきさがあることです。

留学生の母国の中には、経済的には急速な発展を遂げているものの、著作権を含む知的財産権の整備は日本に比べてまだまだ遅れを取っているところが数多くあります。しかし、そのような国々から来た留学生が、日本のポップカルチャーに数多く触れると同時に、日本の知的財産法について学び、リアルな知的財産とその知識を母国へ持ち帰り、母国の知財の発展に貢献してくれたら素晴らしいと願っています。

3. おわりに

私が専門学校で教え始めて以来、この6年間で、何十名もの学生さんが知財に出会って羽ばたいていきました。まだまだ少数ですが、これまで音楽をクリエイトする方向にしか向いていなかった目が、音楽を取り

巻く知的財産にも目を向けるようになってくれたことが、私にとって大きな喜びです。学校を出て音楽業界で働く上で、知財の知識を持って社会人となることは強い武器となり、また客観的な評価にも繋がります。

私自身、弁理士試験を受験するときに初めて知的財産と真正面から向き合いました。それまでは、弁理士という存在も知らず、知的財産権についても表層の知識しか持ち合わせていなかったのですが、受験のために、著作権を実務からではなく法律として学びなおしたとき、この業界で仕事をする以上、もっと早くにこの知識を知っておくべきだったと心から思いました。そうした自分自身の経験からも、先にも述べた通り、日本の教育に早い段階で知財教育が取り入れられたら、それは、今や世界に誇る日本の輸出産業であるアニメや音楽などのコンテンツを生み出すためのクリエイティブな活動に、大きな影響を及ぼすだろうと思います。

また、これは、私が産業財産権以外の知財をメインに扱う弁理士であるがゆえの印象かもしれませんが、弁理士会が小学生や中高生に向けて行っている知財教育についてみてみるに、産業財産権にかなりの比重が置かれているように思います。もちろんそれはとても大切なことなのですが、初期の知財教育は、例えば身近な知的財産権である著作権から入るというのも、これから知財を学ぶ子供たちにとっては、分かりやすい切り口になるかもしれないと感じています。

弁理士会が今後多種多様な形で知的財産教育を推進してくれることを、音楽業界の弁理士として心より期待しています。

(原稿受領 2018. 4. 2)